





の発生が確定した日の属する月にその者が受けた歳費月額を三十で除して得た金額とする。

第四条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償の実施機関は衆議院の議長、副議長及び議員についても衆議院、参議院の議長、副議長及び議員については参議院とし、その実施機関の機限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長に、参議院の議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議員災害補償審査委員会に審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については参議院議員災害補償審査委員会に通知されなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づく。

き、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第七条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償に関する審査機関として、衆議院に衆議院議員災害補償審査委員会を、参議院に参議院議員災害補償審査委員会を置く。

2 衆議院議員災害補償審査委員会及び参議院議員災害補償審査委員会の組織及び議事手続等については、各議院の議長が定める。

2 この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

しなければ、議事を開き議決することができる。

3 委員会の議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五条 委員会にその庶務をつかさどらせるため幹事及び書記各若干人を置き、会長が衆議院事務局の職員の中から命ずる。

2 本件は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 本件は、昭和三十七年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の退職手当支給規程案

第一条 国会議員の秘書（以下「秘書」という。）が退職した場合にそ

の者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する退職手当については、この規程に定める

もののか、国家公務員が退職した場合に國家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（以下「退職手当法」という。）が退職した場合にそ

の者に対する退職手当の額は、当について、この規程に定める

事由により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、政令第二百五十五号（第二条に規定する傷病をいう。）及び死亡以外の事由により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第三条第二項の規定の例により計算した額とする。

第三条 勤続期間が十年以下の秘書が国会議員の退職五年未満の秘書が国会議員の退職又は死亡により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第四条第一項の規定の例により計算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者のに対する退職手当の額は、同法同条第一項及び第二項の規定の例によらず、同法第三条第一項の規定の例により計算した額とする。

第六条 任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書が退職した場合において、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつたときは、その者の在職期間の計算については、その退職の日以前の秘書としての引き継ぎ在職期間は、その再び秘書となつた日以後の秘書としての在職期間に引き継いたものとみなす。

2 前項の規定は、秘書を退職し、引き継いで秘書参事等（各議院の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる各議院事務局の参考又は内閣総理大臣、國務大臣、内閣官房長官若しくは総理府総務長官の秘書官をいう。以下同じ。）となつてある議院の退職があつた場合において秘書参事（各議院の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる各議院事務局の参考をいう。以下同じ。）を退職し、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた場合について準用する。この場合において、その秘書が退職した

第五条 勤続期間が二十五年以上の秘書が国会議員の退職又は死亡により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第五条第一項の規定の例により計算した額とする。

2 前項の規定は、秘書を退職し、引き継いで秘書参事等として在職している者が、任期満了又は衆議院の解散による議長又は副議長の秘書官をいう。以下同じ。）となつた日から起算して一年以内に退職し、その退職が退職手当法第五条第一項に規定する退職に該當することとなる場合におけるそ

2 第二条 勤続期間が三年以下の秘書が衆議院の解散による国会議員の退職により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第四条第一項第一号の規定の例により計算した額とする。

2 過去の退職につきすでに前項の規定の適用を受けた者がその退職の日の翌日から起算して一年以内に再び秘書となり、その再び秘書となつた日から起算して一年以内に退職し、その退職が退職手当法第五条第一項に規定する退職に該當することとなる場合におけるそ

日とその引き続いて秘書参事等となつた日とが同じ月に属するとき、又はその秘書参事が退職した日とその再び秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第七条 秘書が退職し、引き続いて秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職した後退職し、引き続いて再び秘書となつた場合においては、その者の在職期間の計算については、その秘書参事等となる前の秘書としての引き続いた在職期間は、その秘書参事等の退職に引き続いた秘書としての在職期間に引き続いたもののみなす。この場合において、その秘書が退職した日とその引き続いて秘書参事等となつた日とが同じ月に属するとき、又はその秘書参事等が退職した日とその引き続いて再び秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第八条 第六条又は前条の規定の適用を受けた秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額が、その者にこれらの規定を適用しないで計算した退職手当の額の合計額より少ないときは、当該合計額をその者に対する退職手当の額とする。

第九条 秘書が退職した場合におけるその者に対する第二条から第五条まで又は前条の規定による退職手当は、退職手当法に規定する一般の退職手当とみなす。

においては、第六条第二項前段、第七条前段並びに前条第一項前段及び第二項前段の規定の適用については、引き続き秘書参考等として在職したものとみなす。

第十三条 秘書がその在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合においては、当該刑に処せられた日を含む秘書としての引き続き在職期間に係る退職手当（退職手当法第十二条の規定の例による退職手当を除く。）は、支給しない。

決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続き在職期間を除く。)は、これを合算し、施行日以後において秘書がはじめて退職する場合における当該退職に係る在職期間に引き続てものみなす。この場合において、当該施行日前における秘書等としでの在職期間の計算については、退職手当法第七条第二項の規定の例によるものとする。

4 前項の規定により施行日前の秘書等としての在職期間を合算した場合において、同じ月が重複して合算されているときは、その同じ月の月数を当該合算された在職期間から除算するものとする。

診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月にその者が受けた給料月額を三十で除して得た金額とする。

第四条 秘書の公務上の災害に対する補償の実施機関は、衆議院の秘書については衆議院、参議院の秘書については参議院とし、その実施機関の権限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関の行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者、衆議院の秘書については衆議院議長に、参議院の秘書については参議院議長に審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事案を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の秘書については参議院議員秘書災害補償審査委員会に、参議院の秘書については参議院議員秘書災害補償審査委員会に再審査の請求をすることができる。

2 前項の再審査の請求があつたときは、衆議院議員秘書災害補償審査委員会又は参議院議員秘書災害補償審査委員会は、すみやかに、その事案を審査して判定を行ない、請求者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

実施機関は、前項の判定に基づき、直ちに必要な措置を講じなければならない。

ればならない。



になりますから、御了承願います。  
また、賄賂費支給の件は、小委員長  
報告の通り決するに御異議ありません  
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さよう決定いたしました

す。討論時間はおののおの十分以内とす  
るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さよう決定いたしました

御討論なさいます。次に、日程第八で  
ございますが、運輸委員長筒牛さんの  
御報告がございます。社会党、民社、  
共産党が反対でございます。次に、日  
程第九は、趣旨弁明を文教委員会理事  
の八木徹雄さんがなさいます。全会一  
致でございます。それから日程第十、  
第十一、第十二は、一括りしまし  
て、大蔵委員長の小川さんが御報告に  
なります。日程第十は、社会党、民  
社、共産党が反対でございます。日程  
第十一、第十二は、共産党が反対でご  
ざいます。なお、日程第十につきまし  
て、平岡さん反対討論をなさいます。

専門員及び調査選考委員会において御  
おります専門員の補充についてであ  
りますが、去る二十六日、常任委員会  
に配付いたしてあります履歴の、曾根  
隆君を地方行政の専門員に、豊田薰君  
を外務の専門員に、丸山稻君を文教の  
専門員に、小西真一君を運輸の専門員  
に、大沢実君を予算の専門員に、それ  
ぞれ御選考下さったのであります。が、  
選考願つたのでございますが、お手元  
に配付いたしてあります。

佐藤敏人君、石井鶴君及び岡林清英君  
から、それぞれ退職いたしたいとの申  
出がありますので、この御承認をお  
願いいたします。

次に、この後任及び現在欠員とな  
っております専門員の補充についてであ  
りますが、日程第十三は、建設委員会理事  
が御報告になります。反対は、社会  
党が反対でございます。次に、日程第  
三は、地方行政委員会理事の横綱さん  
が御報告になります。共産  
が御報告になります。反対は、社会  
党、民社、共産党でございます。

次に、日程第四、第五、第六、第七を一  
括りしまして、商工委員会理事の長  
谷川さんが御報告になります。日程第  
四是……。

○福田委員長 ちよつと……。

○福田委員長 次に、図書館運営小委  
員長から報告のため発言を求められて  
おります。これを許します。鈴木正吾  
君。

○鈴木(正)委員 本日の図書館運営小  
委員会におきまして、賄賂費支給の件  
について種々御協議を願いました結果  
を支給するに決定いたした次第であります  
以上、御報告申し上げます。

○福田委員長 ただいまの図書館運営  
小委員長の報告に対し、何か御発言は  
ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 それでは、国立国会図  
書館職員に賄賂費支給の件は、小委員  
長報告の通り決するに御異議ありません  
か。

○福田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 御異議なしと認めま  
す。よって、さよう決定いたしました

○福田委員長 次に、本日の本会議の  
議事の順序について、事務総長の説明  
を求めます。

○山崎事務総長 まず、日程第一でござ  
いますが、決算委員長の鈴木さんの  
御報告がございます。共産党が反対で  
ござります。次に、日程第二は、修正  
案がございます。次に、日程第三は、建設委員会理事  
でござりますが、農林水産委員会理事  
の丹羽さんが御報告になります。共産  
党が反対でございます。次に、日程第  
四は……。

○前田(榮)委員 ちよつと……。

〔速記中止〕

○福田委員長 速記をとめて。

○福田委員長 速記を始めて。

○山崎事務総長 日程第四は、修正で  
ございまして、商工委員会理事の長  
谷川さんが御報告になります。日程第  
四是……。

○福田委員長 それでは、本会議は、  
午後一時五十分予鈴、午後二時から開  
会することといたします。

○福田委員長 それでは、本会議は、  
午後一時五十分予鈴、午後二時から開  
会することといたします。

○佐々木(秀)委員 ただいま佐々木良  
作君並びに安宅君から御発言がありま  
した職員並びに宿舎の従業員の雇用の  
関係につきましては、早急にこれを皆  
様方と御協議願いまして、待遇改善を  
いたしたい、こう考えております。

○佐々木(秀)委員 それでは、御異議なし  
と認めます。よって、さよう決定いた  
しました。

○福田委員長 それでは、ただいま事  
業の選考方針についてであります  
が、常任委員長と緊密な連絡の上、選  
考委員会の手元で選考を進めることと  
いたしたいと存じますが、御異議あり

○福田委員長 次に、本日の議事日程  
第五ないし第七に対し、日本社会党の  
小林ちづ君から、また、議事日程第十  
に対し、日本社会党の平岡忠次郎君  
から、それぞれ討論の通告がございま  
す。

○福田委員長 次に、本日の議事日程  
第五ないし第七に対し、日本社会党の  
小林ちづ君から、また、議事日程第十  
に対し、日本社会党の平岡忠次郎君  
から、それぞれ討論の通告がございま  
す。

○福田委員長 それでは、國立国会図  
書館職員に賄賂費支給の件は、小委員  
長報告の通り決するに御異議ありません  
か。

○福田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 それでは、國立国会図  
書館職員に賄賂費支給の件は、小委員  
長報告の通り決するに御異議ありません  
か。

○福田委員長 ただいまの國立国会図  
書館職員の報告に対し、何か御発言は  
ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 それでは、國立国会図  
書館職員に賄賂費支給の件は、小委員  
長報告の通り決するに御異議ありません  
か。

○福田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○福田委員長 速記をとめて。

○福田委員長 速記を始めて。

○山崎事務総長 日程第四は、修正で  
ございまして、これは全会一致でござ  
います。それから日程第五、第六は、  
委員会否決でございまして、否決とい  
う委員長報告に反対が、社会党と共産  
党でございます。それから日程第七  
は、反対が社会党、民社、共産党でござ  
います。なお、討論は先ほど御決定  
の通りでございますが、日程第五、第  
六に賛成で、第七に反対の小林さん  
がございました。

○福田委員長 次に、事務局の人事承  
認の件についてであります。事務総  
長の説明を求めます。

○山崎事務総長 まず、常任委員会の  
専門員について申し上げます。

○常任委員会専門員の園地與四松君、  
常任委員会専門員の園地與四松君、

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○福田委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、時に明後三月三十一日土曜日午後一時から開会することといたします。

また、次回の委員会は、同日午前十時理事会を開き、理事会散会後に委員会を開会することといたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十七年三月三十一日印刷

昭和三十七年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局